

京都市上下水道局告示第25号

京都市指定給水装置工事事業者規程第4条第1項の規定に基づき、次の者を京都市指定給水装置工事事業者として指定し、同規程第10条第1号の規定に基づき告示します。

平成18年10月20日

京都市公営業管理者

上下水道局長 吉村 憲次

1 松本管工

松本 茂樹

京都市西京区牛ヶ瀬南ノ口町25番地2

2 日本開発工業

古田 一文

京都府相楽郡精華町下狛車付7番地66

3 玄塚田中設備

田中 雄児

京都市左京区田中春菜町2番地6

(上下水道局水道部給水課)